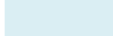




本書の目的

道路や河川、橋梁、建築物等の公共施設は、周辺の景観に及ぼす影響が大きく、地域の景観を形成する上で重要な役割を担っています。公共事業等を行う際は、質の高い景観整備を行うよう努め、地域の良好な景観形成に先導的な役割を果たすことが求められます。

松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号。以下「条例」という。）では、公共事業等の実施に関する景観形成のための指針（公共事業等景観形成指針。以下「指針」という。）を定めることを規定しており（第 16 条）、市は指針を遵守し、国の機関や地方公共団体については指針に配慮するよう要請するものとしています。

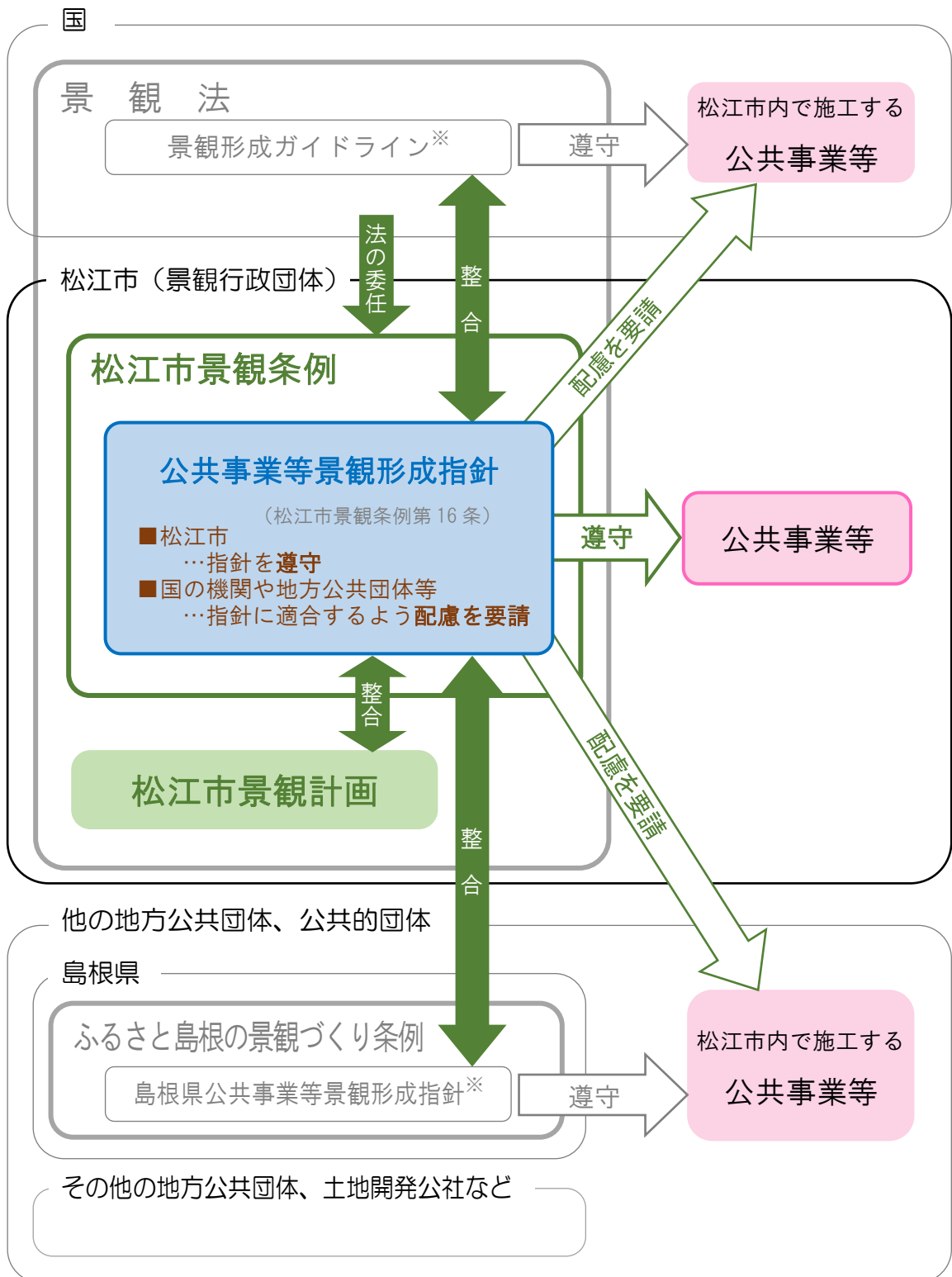
本書は、条例の規定に基づき策定した指針の内容を解説し、配慮事項や留意点、市内の具体的な施工例等（写真）を示すことを目的としています。

- ▶ 本書の「II 基本的な考え方」「III 各施設共通の整備指針」「IV 施設別の整備指針」において、色の網掛け  で引用しているのは、指針の本文（抜粋）です。
- ▶ 施工例の写真にある  は、「みんなで残したい 松江の景観 400 選集」に選ばれた景観と整理番号で、 は、しまね景観賞の受賞景観です。
- ▶ 条例と指針は、それぞれ「V 資料編」の V-1 ページ、V-11 ページに掲載しています。

～ 松江市景観計画・松江市景観条例 策定の経緯 ～

松江市では、松江市伝統美観保存条例（昭和 48 年）、松江市都市景観条例（平成 6 年松江市条例第 30 号）といった自主条例により本市の美しい都市景観を守り育む積極的な取り組みを行い、平成 13 年には、その取り組みをまとめ、概ね江戸期の松江市街地を対象とする「松江市都市デザインの道具箱（松江市都市景観条例に規定する公共事業等景観形成指針）」を策定しました。

その後、平成 16 年に我が国初の総合的な景観に関する法律である景観法（平成 16 年法律第 110 号）が施行されたのを受け、松江市は平成 17 年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 19 年に松江市景観計画、松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号）を策定・施行しました。松江市景観計画は市全域を対象としており、自然、歴史、文化が呼応する松江らしい良好な景観づくりに努めています。



※ 国の景観形成ガイドライン、島根県公共事業等景観形成指針については、「V 資料編」のV-32ページ、V-33ページにURLを掲載しています。